

平成24年(行ウ)第5号

障害者自立支援法に基づく手話通訳派遣割下処分取消等請求事件

原告 池川洋子

被告 高松市(处分行政庁 高松市長)

平成24年5月17日

答弁書

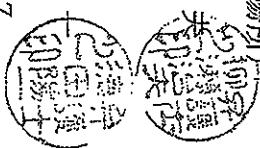
高松地方裁判所 民事部合議A係 御中

被告訴讼代理人

〒760-0050 高松市龜井町5番地1 百十四ビル別館

河村・柳瀬法律事務所(送達場所)

弁護士 柳瀬治



弁護士 德田陽

TEL. 087-833-5577

FAX. 087-837-5577

被告指定代理人

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局障がい福祉課

課長栗田康



課長補佐高嶋洋



係長和泉正



高松市総務局総務課情報公開室

副主幹 倒瀬光



第1 本案前の答弁

- 1 本件訴えのうち、高松市長が平成23年7月12日付けでした原告に対する手話通訳派遣申請の却下処分の取消しを求める部分を却下する。
- 2 訟訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訟訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第3 本案前の答弁の理由（請求の趣旨1項について）

- 1 取消訴訟は、違法な取消処分の法的効果により自己の権利利益を侵害されている者が、その法的効果を除去することによって、その法的利益を回復することを目的とする訴訟である。したがって、その訴えの利益については、当該行政処分が有効なものとして存在することから生じている法的効果を除去することにより、法的利益が回復するか否かという観点から検討することを要する。

本件のような、申請に対する許否処分の取消しを求める訴えの利益についていえば、仮にこの処分が取り消されたならば、改めて、申請に対する処分がなされることによって、申請にかかる法律上の地位ないし法的利益を取得する可能性があるのか、申請の目的を達成することができるのかといった観点からこれを検討することになる（司法研修所編集「行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」115～116頁）。

2 本件では、既に、保護者説明会の日時（平成23年7月24日）が経過しており、仮に、原告の平成23年6月17日付け手話通訳派遣申請（以下「本件申請」という。）に対して、高松市長が同年7月12日付けで行った却下処分（以下「本件却下処分」という。）が判決によって取り消されたとしても、原告の申請に係る法律上の地位ないし法的利益を取得する可能性も、申請の目的を達成することもないから、本件却下処分が取り消されることによって法的利益が回復するものではない。

3 これに対し、原告は、本件却下処分により原告が支出した手話通訳料等相当額を国家賠償法1条1項に基づき損害賠償請求しているが、本件却下処分を行政法上違法であるとして取り消すことと、国家賠償法1条1項にいう違法とは異なるから、上記損害賠償請求をすることが本件却下処分の取消訴訟の訴えの利益を肯定する理由とはならない。

また、原告は、上記手話通訳料等相当額の不当利得返還請求もしているが、これについても、本件却下処分を行政法上違法であるとして取り消すことと、不当利得にいう法律上の原因がないこととは異なるから、上記不当利得返還請求をすることが本件却下処分の取消訴訟の訴えの利益を肯定する理由とはならない。

さらに、原告は、最高裁判昭和40年4月28日判決を引用し、本件却下処分の取消訴訟についても訴えの利益がある旨主張しているが、上記最高裁判判例は、免職処分の取消しがされたとしても、他の理由により既に公務員の職を辞しているため、公務員としての地位の回復はないものの、当該処分の公定力を排除しなければ、免職処分から辞職するまでの間の給与請求権を行使できないとして、同請求権を回復する法律上の利益を有すると判示するものであるところ、本件においては、原告が支出した手話通訳料等相当額を請求することは、本件却下処分が取り消されなくても妨げられないから、事案を異にするものというべきである。

4 以上のとおりであり、本件訴えのうち、本件却下処分の取消しを請求する部分（請求の趣旨1項）については、訴えの利益を欠くことは明らかであって、不適法であるから、速やかに却下されるべきである。

第4 請求の原因に対する認否

1 第1について

(1) 1項について

「当然に保障されるべき手話通訳派遣が否定されることは、ろう者である個人の存在の否定に等しい。」との主張は争う。その余は不知。

(2) 2項について

ア 第1段落は認める。

ただし、衆議院において一部修正され、施行についても一部が除外されている。

イ 第2段落のうち、「その機会の保障と拡大を図ることが法律上公権力機関に義務付けられた。」との主張は争うが、その余は認める。

改正障害者基本法6条は、国及び地方公共団体の一般的な責務を確認したものであって、具体的行為の義務付け規定ではない。

ウ 第3段落のうち、高松市長が本件却下処分を行ったのが平成23年7月12日で、改正障害者基本法の施行前であったことは認めるが、その余は争う。

(3) 3項について

原告が引用する総合福祉部会が発表した骨格提言の記載については認めるが、当該提言において原告の引用部分が強調、確認されているという主張については不知。

原告が引用している部分は、骨格提言の結論に対する説明であり、強調されているとの理解は、原告の主觀によるところが大きい。

(4) 4項について

被告が、「高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱」（以下「本件要綱」という。）5条により、手話通訳者の派遣範囲を原則として市内に限定している事実は認めるが、その余は否認ないし争う。

平成23年度における派遣申請却下処分は本件却下処分1件である。

(5) 5項について

まず、前提として、原告が運用基準として引用する「高松市手話奉仕員派遣事業の取扱い等について」（甲5）は正式なものではない。正式なものは、「高松市手話奉仕員派遣事業および要約筆記奉仕員派遣事業の派遣対象の取扱いについて」（乙1）であるので、以下、乙第1号証を「本件運用基準」として検討する（もっとも、原告が指摘する本件運用基準1項区分(5)については、両者の内容に相違はない。）。なお、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）77条の規定が平成18年10月1日から施行されることに伴い、被告において従来用いられていた「高松市手話奉仕員派遣事業実施要綱」及び「高松市要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱」を廃止して本件要綱（甲4）を新たに制定することとなり（乙2）、それに伴って本件運用基準についても策定作業が行われたが、その際、事実上の意見照会のため、高松市ろうあ協会に本文として甲第5号証を渡していくところ、これを原告が入手して書証として提出したものと考えられる。

そして、被告が、本件運用基準1項区分(5)において、「教育に関すること」との区分を設け、「派遣対象事項」として「教育相談、進路相談等」を規定している事実、本件申請はこれに当たらないとして通訳派遣申請を却下した事実、及び日本国憲法（以下「憲法」という。）26条の規定内容については認めるが、その余は否認ないし争う。

(6) 6項について

不知。

2 第2について

(1) 1項について

原告が高松に居住する市民であり、身体障害者福祉法に基づく第2級の障害等級を有するろう者であることは認めるが、その余は不知。

(2) 2項について

認める。

3 第3について

不知。

4 第4について

(1) 1項について

不知。

(2) 2項について

ア (1)について

本文は認める(乙3の1~4)。*1については、障害者自立支援法の規定内容については認めるが、その余の主張は争う。

イ (2)について

第1段落については認める。ただし、被告障がい福祉課の■(以下■)という。)が原告に書面の提出を求め、FAXを送ったのは、平成23年6月23日ではなく、同月22日である(乙3の5)。

第2段落については、原告から被告に送られたFAXの概要としては認める(乙3の6)。

ウ (3)について

それぞれのFAXの概要としては認める。ただし、■が原告に対して長女の専門学校への入学が決定しているかを問い合わせるFAXを送ったのは平成23年6月30日ではなく同月29日であり、これに対する原告

からの反論のFAXを受領したのは同年7月5日ではなく同月6日である

(乙3の7~10)。

(3) 3項について

ア (1)について

'官'公署等以外にかかる行為についての手話通訳者派遣を市長の特別の認定にかかるしめているとの事実は否認し、その余は認める。

官'公署等以外にかかる行為については、本件運用基準(乙1)で定められており、市長の特別の認定がなくとも派遣可能である。

イ (2)について

(a) アについて

認める。

(b) イについて

不知。

当該記載は原告の解釈を述べているものであり、本件却下処分の理由は甲第6号証に記載のとおりである。

ウ (3)について

不知。

被告は、平成23年7月12日に却下通知書(甲6)を原告にFAXし、住所を教えてもらった後の翌13日に同文書を郵送した。

エ (4)について

認める。

(4) 4項について

不知。

(5) 5項について

ア (1)について

認める。ただし、申立書(甲9)は平成23年9月12日付けであり、

被告が郵送により受領したのが同月 13 日であった。

イ (2)について

認める。

(6) 6 項について

不知。

(7) 7 項について

争う。

5 第 5 について

(1) 1 項について

ア (1)について

原告引用にかかる憲法及び各法律の規定内容、及び最高裁判例の判示内容については認める。

もっとも、憲法 26 条 2 項の「普通教育」とは、義務教育と高校教育を指すと考えられるが、原告の長女が入学した専門学校は学校教育法上の「専修学校」に該当し、普通教育の範疇外である。

イ (2)について

争う。

保護者に子供に教育を受けさせる義務があることから直ちに保護者の具体的な権利が導かれるものではない。

また、教育基本法 4 条は教育の機会均等を定めた規定、同法 10 条 1 項は家庭教育を定めた規定であって、いざれも保護者の権利を規定したものではない。

ウ (3)について

一般論として、原告の長女に学習権があることは認めるが、その余の主張については争う。

憲法 26 条 2 項は普通教育を受けさせる義務を定めているところ、上記

アのとおり、憲法26条2項の「普通教育」とは、義務教育と高校教育を指すと考えられるが、原告の長女が入学した専門学校は学校教育法上の「専修学校」に該当し、普通教育の範疇外である。

そうである以上、専門学校における教育を受けさせる義務はないというべきであり、原告が、長女の進路に関する情報を得る権利が法的保護に値するものとはいえない。

6 第6について

(1) 1項について

ア (1)について

争う。

上記5で述べたとおりであり、憲法26条2項、教育基本法4条、同法10条1項からいは、保護者がその子供に専門学校における教育を受けさせる義務は導かれない。

したがって、被告にも、保護者に対して情報の提供をする等の必要な支援を行わなければならないといった義務はない。

イ (2)について

争う。

上記アのとおり、そもそも、被告には、子供に専門学校における教育を受けさせようとする保護者に対して情報の提供をする等の必要な支援を行わなければならないといった義務はない。

また、改正障害者基本法には、手話通訳派遣についての規定 자체がない。

ウ (3)について

争う。

(2) 2項について

ア (1)について

争う。

イ (2)について

第6文及び第7文については争うが、その余は認める。

知る権利のうち、情報の取得を公権力が妨げてはならないという消極的側面については、具体的の権利として行政機関の裁量の範囲を厳格に解することも考えられるが、積極的情報収集権としての知る権利は、抽象的権利であって、いかなる範囲で権利保障するかについての行政機関の裁量もある程度広範に認められるべきものである。

ウ (3)について

知らないし争う。

上記イのとおり、行政機関に何らかの作為を求めること伴う知る権利については、抽象的権利であって、いかなる範囲で権利保障するかについての行政機関の裁量もある程度広範に認められるべきものである。

エ (4)について

争う。

本件却下処分は、公費による手話通訳者派遣を認めないとするものにすぎず、情報取得そのものを制限したものではない。すなわち、原告がそうしたように、私的に手話通訳者を依頼して情報取得することは何ら妨げられない。

したがって、本件却下処分は、被告の合理的な裁量の範囲内で行われた処分であって、原告の知る権利を侵害するものではない。

(3) 3項について

ア (1)について

争う。

イ (2)について

否認ないし争う。

本件却下処分は、派遣地が本件要綱に定める区域外であることのみを理

由とするものではなく、むしろ主たる理由は、本件申請が、義務教育とそれに準ずる高校等に関する以外のもので、「教育に関すること」には該当しないということであった。

実際、本件要綱（甲4）が施行された平成18年10月以降、高松市区域内であっても、専門学校開運行事に手話通訳者を派遣した実績はなく、反面、要件を充足すると認められるものについては高松市区域外であっても派遣している。

したがって、派遣地が高松市の区域内か区域外かのみによって被告の対処が異なるとの主張に基づく原告の憲法14条違反の主張は失当というべきである。

ウ (3)について

争う。

上記のとおり、憲法26条2項は普通教育を受けさせる義務を定めているところ、憲法26条2項の「普通教育」とは、義務教育と高校教育を指すと考えられるが、原告の長女が入学した専門学校は学校教育法上の「専修学校」に該当し、普通教育の範疇外である。

そうである以上、専門学校における教育を受けさせる義務はないというべきであり、被告にも、保護者に対して情報の提供をする等の必要な支援を行わなければならないといった義務はない。

このように、憲法、教育基本法、学校教育法自体が、普通教育とそれ以外とを区別している以上、高等学校の保護者説明会と専門学校のオープンキャンパスに伴う保護者説明会とを区別することは何ら不合理な区別ではなく、憲法14条1項に反するものではない。

エ (4)について

争う。

まさ、専門学校のオープンキャンパスの保護者説明会に出席することを、

子供の学習権を保障するための親の義務として位置付けること自体に疑問なしとしない。

その点を撇くとしても、手話通訳者の公的派遣がなければ、保護者説明会に参加すらできない、資料の提供すら受けることができないというのであれば、本件却下処分によつて原告の行動に大きな制約が加えられたと評価することもできるが、そのような事実はなく、被告による手話通訳者派遣以外の手段によつても保護者説明会に参加して内容を理解することは可能である（筆談・資料の準備・公的派遣以外の手話通訳者準備等）。実際、原告はそのような手段で保護者説明会に參加しているのであり、原告の行動に大きな制約が加えられたということはない。

そもそも、本件却下処分は、原告の障がいを理由とするものではないのであるから、失当といわざるを得ない。

(4) 4項について
ア (1)について
イ (2)ないし(4)について

原告引用の改正障害者基本法の規定内容は概ね認める（ただし、一部省略されている部分がある。）が、その余の主張は争う。

憲法13条については、理念的な意味を超えて、裁判によつて実現できる具体的権利を直ちに保障しているとみるとことには疑いが少くない、とされている（伊藤正己著「憲法」229頁）。

また、原告引用の東京高裁平成21年9月30日判決については、「移動の自由」に関する判示内容を、原告が「コミュニケーションの自由」「情報収集する自由」に読み替えているにすぎない。

原告の主張する「コミュニケーションの自由」「情報を収集する自由」は、その実質は、行政機関に作業を求めるものであり、自由権というより

は社会権的側面が強いのであって、憲法13条の議論として論ずることは不適切である。

(5) 5項について

ア (1)について

争う。

イ (2)について

争う。

憲法25条の法的性質について、最高裁判所はいわゆるプログラム規定説に立つとするのが一般的理解である。

すなわち、生存権はそれを具体化する法律によって初めて具体的な権利となるところ、具体的にどのような立法措置を講ずるかは立法府の広い裁量に委ねられており、著しく合理性を欠き、明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ない場合を除き、裁判所が審査判断するのに適さないもので、裁判規範性を有する場合は限られている。

ウ (3)について

争う。

エ (4)について

争う。

いざれも原告独自の解釈というべきである。

オ (5)について

争う。

確かに [REDACTED] は、手話を用いて保護者説明会を行うことは予定していなかつたが、事前の資料の用意や筆談などの配慮は行うこととされており(乙4の1~3)、手話通訳以外の手段によつても、内容の理解は可能であったといえるし、公的派遣以外の手話通訳者準備等が妨げられていたわけでもないことは既述のとおりである。

また、原告は、「社会の中で支援を受けながら自らの手で子どもの進路に関する情報を得ていく」ことを「当たり前の権利」と主張するが、憲法25条において具体的に定められた権利ではないことはいうまでもない。以上のとおり、原告の主張する権利はそもそも具体的権利として保障されているとは言い難い上、本件却下処分によって原告の権利行使が侵害されているわけでもないのであって、合理的な理由のない不当な差別でもなければ、個人の尊厳を毀損するような内容の定めではなく、明らかな故意の逸脱・濫用といえるものではないことは明らかである。

カ (6)について

争う。

原告も引用する堀木訴訟最高裁判決においては、「現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず」と、財政上の理由も考慮要素と判断されていることを看過してはならない。

7 第7について

(1) 1項について

基本法の性格については概ね認めるが、その余の主張については争う。

(2) 2項について

ア (1)について

本件却下処分のあった平成23年7月12日時点の改正前障害者基本法の規定内容は認めるが、その余は知らないし争う。

改正前障害者基本法は、具体的な権利を明示するものではないし、繰り返し述べているとおり、[REDACTED]では、事前の資料の用意や筆談などの配慮は行うこととされており、手話通訳以外の手段によつても内容の理解は可能であったといえるし、公的派遣以外の手話通訳者準備等が妨げられていたわけでもない。

したがって、本件却下処分によって、原告の保護者としての自己実現の

達成が阻まれたということではなく、個人の尊厳、社会参加権を完全に否定するものでもないのであって、改正前障害者基本法3条1項、2項に違反するものではない。

イ (2)について

争う。

上記6(3)イのとおり、本件却下処分は、区域制限のみを理由として行われたわけではない。

(3) 3項について

ア (1)について

争う。

上記(2)アと同様である。

イ (2)について

争う。

上記(2)イと同様である。

(4) 4項について

争う。

(5) 5項について

情報保障、コミュニケーションの重要性については認めるが、その余は争う。

本件却下処分は、障害者基本法改正前の平成23年7月12日に行われたものである以上、実質的な適用となる取扱いは認められるべきではない。

8 第8について

(1) 1項については認めるが、その余は争う。

(2) 条約が成立するためには、①合意内容の確定とその認証、②手続に従う約束、③最終的に拘束される意思の表明、④最終拘束といった一連の作業が必要であり、一般的には「交渉」「署名」「批准」の段階を経て、「登録」「公

表」が行われる。

ここで、「批准」とは、条約に拘束されることについての国の同意を表明する方式であり、批准することによって国際法上、条約締結がされることになる。また、「署名」は、一般的には、交渉を通じて合意に至った条約文を最終的に確定するもので、これを行うことによって交渉が終了し、批准の段階に入ることになる。

(3) 条約は、国家間で締結され、一定の法的効果を生み出す合意であるため、そのまま各の国内法秩序における国際法の実施に適用することは妥当ではなく、国内法と国際法の整合性を達成するための方法の選定は、各の国内専属事項に属することとされている。

そして、我が国では、憲法98条2項によつて「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定され、「日本国が締結した条約」は、自動的に国内的効力を得るという「自動的受容」の体制を採用している（日本評論社「新基本法コンメンタール憲法」512頁）。

(4) 日本国が批准している「条約法に関するウイーン条約」（以下「ウイーン条約」という。）2条(1)は、「締結国」とは、条約…(中略)…に拘束されることについて同意した国をいう」とし、ウイーン条約11条ないし15条は、「条約に」「拘束されることについての同意」をいかなる方法によつて行うかは、各条約で定めるとしている。

そして、障害者権利条約43条は、「拘束されることについての同意」の方法について、「この条約は、署名国によって批准されなければならず、また、署名した地域的な統合のための機関によって正式認証されなければならぬ。」として、同意が批准により表明されると定めている（ウイーン条約14条(a))。

(5) 障害者権利条約については、日本国は現時点において批准しておらず、天

皇による公布（憲法7条1項）もなされていないことから、国外的にも国内的にも効力は生じておらず（障害者権利条約45条、山本草二「国際法（新版）」105頁参照）、同条約は、憲法98条2項の「日本国が締結した条約」に該当せず、本件要綱を拘束する法的効力はないというべきである。

9 第9について

(1) 1項について

不知ないし争う。

(2) 2項について

条文内容については概ね認めるが、障害者自立支援法1条及び2条1項1号の「その有する能力及び個性に応じ」との文言は、平成22年12月10日の一部改正により削除されている。

(3) 3項について

争う。

(4) 4項について

ア (1)について

(a) アについて

全國の市町村の事業内容については不知。

被告については、派遣事業委託費には通訳場所までの交通費が含まれる。もっとも、県外については規定がない。

(b) イについて

否認ないし争う。

原告の指摘は一つの手法であり、定められた制度があるわけではないし、要請市町村に負担がないとは限らない。

(c) ヴについて

否認ないし争う。

区域外派遣について統一的な取扱いは定まっていなかっため、ケースご

との取扱いとなり、一概に負担が小さいとはいえない。

(d) エについて

否認ないし争う。

これについても、一概にいえるものではない。

イ (2)について

否認ないし争う。

本件要綱が手話通訳者派遣の対象行為・地域を限定しているのは、公的派遣対象の適正さを図るためである。これまでも、被告においては、予算が足りない場合には流用で対応することとしてきた。

ウ (3)について

原告引用の判決例の存在については認めるが、その解釈及びそれに基づく主張については知らないし争う。

エ (4)について

不知ないし争う。

上記イのとおり、本件要綱が手話通訳者派遣の対象行為・地域を限定しているのは、公的派遣対象の適正さを図るためである。経費節減を最大限に重視したという事実ではなく、これでも、必要なものに対しては派遣を行い、予算が足りない場合には流用で対応することとしてきた。

憲法や、教育基本法、学校教育法などの法律自体が、普通教育とそれ以外とを区別している以上、本件要綱が高等学校の保護者説明会と専門学校のオープンキャンパスに伴う保護者説明会とを区別していくても、それは何ら原告の基本的人権を無視したものではない。

したがって、本件要綱は裁量権を著しく濫用・逸脱するものではなく、障害者自立支援法に反するものではないのであって、本件要綱に基づいてなされた本件却下処分も適法なものである。

(1) 1項について

ア (1)について

本件要綱の内容については認めるが、その余は争う。

イ (2)について

乙第1号証を前提として、本件運用基準の内容については認めるが、
その余は争う。

ウ (3)について

争う。

まず、①について、「義務教育とそれに準ずる高校等に関する」という
要件は、憲法26条2項で規定されている普通教育を受けさせる義務に対
応するものであり、恣意的に要件を付加したものではない。

また、②について、「客観的重要性」は、「市長が特に認める」ための
要件であって、本件申請の許否を判断するに当たって付け加えられた要件
ではない。

さらに、③について、「何らの根拠もなく」客観的重要性が乏しいと認
定判断したのではなく、原告からの申出と専門学校の意見とを考慮した上
で判断したものである。すなわち、被告は、[REDACTED]に
問い合わせるなどして保護者説明会の位置付けや公費による手話通訳派遣
以外の代替手段の有無を確認し(乙4の1~3)、その内容も考慮に入れ
た上で結論を出している。なお、[REDACTED]において事前
の問合せや資料送付等の配慮がなされることについては、却下通知書(印
6)に書面を添付して原告に送付している(乙5)。

エ (4)について

争う。

上記9(4)エ及び上記ウと同様である。

1.1 第11について

争う。

本件却下処分の取消しに關する請求について、訴えの利益を欠くことについては、上記第3で主張したとおりである。

なお、本件却下処分が取り消されたからといって、原告が主張するような「派遣に掛かる費用に關して給付を受けることができ」るものではない。

1 2 第1 2について

(1) 1項について

争う。

これまで繰り返し述べているとおり、高松市長は、憲法その他関連法令を前提に、本件要項に基づいて適切に判断した上で本件却下処分を行っているのであり、そこに何らの違法性もない。

(2) 2項について

争う。

上記(1)のとおりであり、本件却下処分は、高松市長の有する裁量判断の範囲を逸脱したものでもなければ、憲法その他関連法令の解釈を誤ったものでもなく、高松市長に国家賠償法上の故意又は過失はない。

(3) 3項について

ア (1)について

不知ないし争う。

イ (2)について

不知ないし争う。

原告も認めているとおり、本件却下処分によつて原告が手話通訳者を伴つて保護者説明会に参加する機会が奪われたわけではなく、原告は、自ら手話通訳者を依頼して保護者説明会に参加しているのであり、原告が著しい精神的苦痛を被ったとは認められない。

(4) 4項について

争う。

1 3 第13について

(1) 1項について

争う。

繰り返し述べているとおり、本件却下処分は違憲・違法なものではないの
であって、原告が本件申請に関しては無料で手話通訳者の派遣を受け得る立
場にはない以上、手話通訳料の実費は当然原告が負担すべきもので、法律上
の原因を欠くものではなく、被告に利益も発生していないのであって、被告
に不当利得はない。

なお、上述のとおり本件却下処分が違憲・違法なものではない以上、行政
事件訴訟法4条の当事者訴訟としての給付請求訴訟についても理由がない。

(2) 2項について

争う。

1 4 第14について

争う。

第5 結語

以上の次第であり、原告の請求にはいずれも理由がないことは明らかである
から、速やかに棄却されるべきである。

以 上